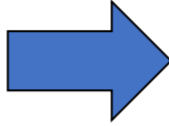


PDCAサイクルに基づく進捗管理表(国保制度運営に係る取組状況における評価)

**【ブロック評価の狙い】**  
 各市町村における自己点検により明らかになる課題をブロックで共有し、翌年度以降に取組むべき具体的な対応策の参考とすることで各市町村の事業を推進し、持続可能で安定的な国保制度の運営に繋げる。

<PDCAサイクルに基づく進捗管理における評価の判定方法>  
 ●ブロック単位での評価(C(check))の判定について  
 ブロック内の各市町村数の実施状況「○」数による割合%をもって評価し、以下のとおり表示  
 <割合%による選択肢>  
 100%→「◎」、99～75%→「○」、74～50%→「▲」、49%以下→「×」



●評価結果に対する分析  
 ブロック単位の評価結果(◎、○、▲、×)に対し、ブロック単位で結果の要因等を分析(意見交換)し、ブロックの見解として整理し記載  
 <記載内容のイメージ>  
 ・多くの市町村で目標達成できた要因や、他市町村に横展開できる取組の好事例  
 ・共通の課題として認識されたもの、ブロックの地域特性を踏まえた課題  
 ・個々の取組で他から見て不足していると感じた点や、それに対する改善意見  
 ・オール大阪での取組が必要と考えられる課題

・ブロック単位で割合%によって評価

項番	項目	[P(plan)] 目標計画	[D(do)] 実施状況	【C(check)】 評価⇒分析		
		目標計画	取組内容	評価 (ブロック単位)	評価結果に対する分析 (ブロックの見解)	
1	目標収納率達成に向けた取組(【方針】)	■ 収納方法に関する取組				
		1. 43全市町村での口座振替の推進(全市町村において、口座振替を推進する)	口座振替実施率を上げるための取組を行っている	◎	新規加入時等でMPN端末を用いた口座振替を徹底している。また、決定通知書に口座振替依頼書及び返信用封筒を同封し口座振替を行うなど、あらゆる機会を通じて、Web口座振替受付サービスの案内や来庁時にクレビコ端末を用いて口座振替を徹底している。 R5年度末時点の口座振替の実施率 大阪市:54.99% 堺市 :43.02% ※口座振替の実施率=口座振替世帯数÷国保世帯数	
		2. 収納率の維持向上(標準収納率の達成)	標準収納率を達成している	×	コロナ減免の終了、団塊世代の後期高齢への移行、外国人世帯の増加、保険料改定や物価高の影響などの要因が重なったことで標準収納率を達成することができなかった。 R5年度末の収納率 大阪市:91.05%(標準収納率92.80%、▲1.75%) 堺市 :94.36%(標準収納率94.44%、▲0.08%)	
		3. コンビニ収納、ペイジー収納、スマホ決済の活用(スマホ決済を含め、多様な収納方法を全被保険者に周知する)	全被保険者あてスマホ決済等の収納方法の周知を実施している	◎	H30年度にスマートフォン決済を導入し、ホームページ等で周知している。	
		■ 滞納整理に関する取組				
		1. 催告を年1回以上送付(督促とは別に、色付き封筒や差し押さえ予告等の内容を踏まえた催告を実施する。)	催告書類を年1回以上送付している	◎	現年催告、過年催告、延滞金催告、全喪失世帯への催告、資格証明書世帯への催告を随時実施。また、カラー封筒を利用した効果的な催告を実施している。	
		2. 滞納繰越額の減少(滞納繰越の額を減少する。)	滞納繰越額の減少が図れている	▲	未達成の分析:上の収納方法の取組と同様の理由で、現年分及び滞納繰越分保険料収納率が前年度に比べ低下し、滞納繰越額が増加した。 R5滞納繰越額※R5年度末時点 大阪市:10,034,907千円(R4比 412,570千円増) 堺市 : 2,119,739千円(R4比 55,810千円減)	
		■ 他部署との連携				
		1. 税部門との連携(税部門と滞納者の情報を共有する会議体等の機会を持ち、連携を行う。)	税部門と滞納者の情報を共有する会議体の機会等を持ち、連携を行っている	◎	会議体等の機会はないが、税部門との情報共有等により効率的に徴収事務を実施している。	
		2. 就労部門・福祉部門との連携(生活困窮者を適切に就労部門や福祉部門等に繋げるためのマニュアルを作成する。)	生活困窮者の生活再建を見据えた自立支援のため、就労部門や福祉部門等への窓口紹介などの手順作成など、他部門と連携ができています	◎	生活困窮者へ就労に関する相談窓口を紹介し、適切な窓口対応を実施している。	

項番	項目	【P(plan)】 目標計画	【D(do)】 実施状況	【C(check)】 評価⇒分析		
		目標計画	取組内容	評価 (ブロック単位)	評価結果に対する分析 (ブロックの見解)	
2	第三者行為求償(【方針①-4】)	<b>■</b> 市町村における第三者行為求償事務の取組に関する進捗管理(被保険者による傷病届の早期の提出、届出勧奨の推進等、保険給付の適正な実施に資する数値目標の設定、債権管理の適切な実施)				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者による傷病届の早期の提出及び届出勧奨の推進等</li> </ul>	被保険者による傷病届の届出勧奨を実施している	◎	該当レセプト等を確認し、被保険者あてに届出勧奨の通知を行っている。また、市の広報誌、ホームページにて届出勧奨を実施している。	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>保険給付の適正な実施に資する数値目標の設定</li> </ul>	保険給付の適正な実施に資する数値目標の設定を行っている	◎	国通知に基づく第三者行為求償事務に関する数値目標を以下の項目で設定している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者による傷病届の早期の提出割合(国保適用開始から60日以内の提出率)</li> <li>保険者による勧奨の取組の効果(勧奨後30日以内の提出率)</li> <li>市町村における傷病届受理日までの平均日数</li> <li>レセプトへの「10.第三」の記載率</li> </ul>	
		<b>■</b> 第三者行為の早期の把握(第三者行為の確実な把握のための取組強化、関係機関との連携体制の構築)、損害保険関係団体との覚書に基づく連携				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との連携体制の構築</li> </ul>	関係機関との連携体制の構築を図っている	◎	保健所、消費生活センター、消防、医療機関と連携体制の構築を図っている。	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>損害保険関係団体との覚書に基づく連携</li> </ul>	損害保険関係団体との覚書に基づく連携を行っている	◎	損害保険関係団体と第三者行為による傷病届の作成・提出に関する覚書を締結し、連携を実施している。	
		<b>■</b> 求償能力の向上、事務手続きの効率化に資する取組の実施(府国保連合会が開催する研修会への管理職の継続的な参加、第三者行為求償事務に関する技術的助言を行うアドバイザーや弁護士の活用)				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>府国保連合会が開催する研修会への管理職の継続的な参加</li> </ul>	府国保連合会が開催する研修会へ管理職が継続的に参加している	◎	引き続き基礎知識等の向上を図るため、研修に参加する。	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者行為求償事務に関する技術的助言を行うアドバイザーや弁護士の活用</li> </ul>	必要に応じて、第三者行為求償事務に関する技術的助言を行うアドバイザーや弁護士を活用している	◎	必要に応じて第三者求償アドバイザーや弁護士等を活用し、問題解決に取り組んでいる。	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者への制度周知(第三者行為による届出義務、傷病届の作成や提出について損害保険会社から援助が受けられることなど)</li> </ul>	被保険者への第三者行為求償制度における周知を行っている	◎	医療費のお知らせにビラを同封(年一回)し、また、ホームページ等にて制度周知を行っている。	

項番	項目	【P(plan)】 目標計画	【D(do)】 実施状況	【C(check)】 評価⇒分析		
		目標計画	取組内容	評価 (ブロック単位)	評価結果に対する分析 (ブロックの見解)	
3	過誤調整(【方針①-4】)	■ 保険者間調整の実情把握	保険者間調整の実情把握を行っている	▲	実施:債権管理表の情報を基に年度末に保険者間調整の実施件数を把握している。(1市) 課題:各区において保険者間調整の実務を行っており、市内全区統一的に実績数値を把握する仕組みが構築されていないため、実績等の把握が行えていない。(1市)	
		■ 保険者間調整の円滑化に資する取組(他の保険者(特に被用者保険)に対する制度の理解・協力の求めや、好事例の横展開など)	他の保険者(特に被用者保険)に対する制度の理解・協力の求め、被保険者に対して制度の説明のうえ事前に同意書の受領などを行っている	◎	保険者間調整の場合は、被保険者から同意書を受領し、他の保険者に調整可能か相談している。	
		■ 過誤調整できなかった場合の速やかな債権回収の実施	過誤調整できなかった場合の速やかな債権回収の実施を行っている	◎	過誤調整できなかった場合、速やかに被保険者あて返還金通知を送付し、不当利得の返還請求を実施している。 また、返納金額が5万円を超える被保険者については、保険者間調整に係る同意書等を通知に同封の上、送付している。	
		■ 過誤調整の未然防止に向けた取組				
		1. 保険者における資格管理の徹底(被保険者本人に対する定期的な確認や、住民基本台帳担当部署や年金事務所との連携、オンライン資格確認等システムにより提供される資格重複状況結果一覧を活用した適正な資格管理など)	保険者における資格管理の徹底を行っている	◎	国民年金第1号被保険者の資格喪失情報やオンライン資格確認等システムにより提供される資格重複状況結果一覧を活用した本人勧奨を年数回実施している。	
2. 広報等を活用した被保険者への周知(資格の取得喪失手続きの時期を逸しないことや、自身の資格を確認せずに保険給付を受けることの未然防止、被保険者の適用に係る周知用リーフレットの窓口配架など)	広報等を活用した被保険者への周知を行っている	◎	国保の資格取得及び喪失については14日以内に申し出る旨や、資格喪失後に医療機関を受診した場合は返還金を請求する旨を、窓口、市の広報誌、ホームページ及び被保険者向けパンフレットなどで説明している。			

項番	項目	【P(plan)】 目標計画	【D(do)】 実施状況	【C(check)】 評価⇒分析	
		目標計画	取組内容	評価 (ブロック単位)	評価結果に対する分析 (ブロックの見解)
4	医療費の適正化【方針②-1】	■ 「国保ヘルスアップ事業費」の積極活用(補助金の最大限獲得)			
5	保健医療サービス・福祉サービス等の施策との連携【方針②-2】	・ 被保険者規模別・事業区分別の最大限度獲得可能額に対する申請(執行)状況			
		1万人未満(最大補助上限額:18,000千円) 30%以上	1万人未満(最大補助上限額:18,000千円) 30%以上を達成している	◎	大阪市100%、堺市83.3%を達成しており、今後も「国保ヘルスアップ事業費」の積極活用を行い、事業を実施する。
		1~5万人未満(最大補助上限額:27,000千円) 50%以上	1~5万人未満(最大補助上限額:27,000千円) 50%以上を達成している		
		5~10万人未満(最大補助上限額:36,000千円) 70%以上	5~10万人未満(最大補助上限額:36,000千円) 70%以上を達成している		
		10~20万人未満(最大補助上限額:54,000千円) 70%以上	10~20万人未満(最大補助上限額:54,000千円) 70%以上を達成している		
		20万人以上(最大補助上限額:81,000千円) 70%以上	20万人以上(最大補助上限額:81,000千円) 70%以上を達成している		

※最大補助上限額については、先進的かつ効果的な保健事業による加算分は除く

項番	項目	【P(plan)】 目標計画	【D(do)】 実施状況	【C(check)】 評価⇒分析	
		目標計画	取組内容	評価 (ブロック単位)	評価結果に対する分析 (ブロックの見解)
6	広報事業の共同実施【方針③-1】	■ 広報共同実施の年間スケジュール計画に基づき実施	年間スケジュール計画(広報共同実施)に基づき実施している(マイナ保険証の登録勧奨を含む)	◎	重点広報について、6月に保険料率統一等を広報誌やチラシに掲載済。今後も年間広報計画に基づき、ホームページ、チラシ等、可能な範囲で実施する。

項番	項目	【P(plan)】 目標計画	【D(do)】 実施状況	【C(check)】 評価⇒分析	
		目標計画	取組内容	評価 (ブロック単位)	評価結果に対する分析 (ブロックの見解)
7	広域化調整会議の進め方【方針④-1】	■ ブロック内市町村の連携についての基本的な考え方にに基づき実施	ブロック内市町村との連携を図っている	◎	オブザーバー参加など会議に際して連携し、ブロックとしての意見集約を行うなどして、ブロック内で連携を取っている。

項番	項目	【P(plan)】 目標計画	【D(do)】 実施状況	【C(check)】 評価⇒分析		
		目標計画	取組内容	評価 (ブロック単位)	評価結果に対する分析 (ブロックの見解)	
8	保険者努力支援制度評価点獲得 取組評価分  市町村分【努力①-1】	■ 配点が高いもののうち得点の低い項目の評価点向上(全国平均超え)				
		1. 共通① 特定健診・保健指導・メタボ 14(30.2)/125 得点率(11.2%)	共通① 特定健診・保健指導・メタボ 大阪府平均得点率11.2%以上を達成している			
		2. 共通① 保健指導 3.1/50 得点率(6.3%)	共通① 保健指導 大阪府平均得点率6.3%以上を達成している			
		3. 共通① メタボ 4.8/25 得点率(19.5%)	共通① メタボ 大阪府平均得点率19.5%以上を達成している			
		4. 共通② がん検診・歯周疾患健診 22.8(30.2)/75 得点率(30.4%)	共通② がん検診・歯周疾患健診 大阪府平均得点率30.4%以上を達成している			
		5. 共通⑥ ジェネリック 28.8(86.9)/140 得点率(20.5%)	共通⑥ ジェネリック 大阪府平均得点率20.5%以上を達成している			
		6. 固有① 収納率 19.2(34.3)/100 得点率(19.2%)	固有① 収納率 大阪府平均得点率19.2%以上を達成している			

項番	項目	【P(plan)】 目標計画	【D(do)】 実施状況	【C(check)】 評価⇒分析		
		目標計画	取組内容	評価 (ブロック単位)	評価結果に対する分析 (ブロックの見解)	
9	保険者努力支援制度評価点獲得 事業費連動分  事業の取組評価【努力②-1】	■ 保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)事業費連動分 全項目達成(全市町村とも)				
		1. 事業①国保一般事業を1事業以上実施する	国保一般事業を1事業以上の実施(ブロックで40%以上達成)	×	健康教育や健康相談、歯科に係る保健事業について全市民を対象に実施しているが、その内訳として国保被保険者数の実績を把握できていないため	
		2. 事業②生活習慣病予防事業を2事業以上実施する	生活習慣病予防事業を2事業以上の実施(ブロックで70%以上達成)	▲	実施:ヘルスアップ事業計画書を府へ提出しており、今後も継続して取り組む。(1市) 課題:40歳未満への健診は実施しているが、ヘルスアップ事業の要件である、特定保健指導に準じた保健指導を実施していない。(1市)	
		3. 事業②のh)を実施する	事業②のh)を実施(ブロックで50%以上達成)	×	40歳未満の被保険者を対象に人間ドックは実施しているが、特定保健指導と同等の保健指導を実施していないため	
		4. 事業③生活習慣病等重症化予防対策を実施する	事業③生活習慣病等重症化予防対策の実施(ブロックで90%以上達成)	◎	ヘルスアップ事業計画書を府へ提出しており、今後も継続して取り組む。	
		5. 事業④のn)またはo)を実施する	事業④のn)またはo)の実施(ブロックで30%以上達成)	◎	ヘルスアップ事業計画書を府へ提出しており、今後も継続して取り組む。	
		6. 事業⑤PHRの利活用を推進する取組を実施する	PHRの利活用を推進する取組の実施(ブロックで10%以上達成)	×	ヘルスアップ事業計画書(令和6年4月提出)へPHRの項目は記載していない。 なお、糖尿病性腎症重症化予防事業で、食事記録アプリなどPHRを活用して、保健指導を実施している。	
		7. 事業①②③④それぞれから1事業以上実施する	事業①②③④それぞれから1事業以上の実施(ブロックで20%以上達成)	×	健康教育や健康相談、歯科に係る保健事業について全市民を対象に実施しているが、その対象を国保加入者のみに限定していないため	

項番	項目	【P(plan)】 目標計画		【D(do)】 実施状況	【C(check)】 評価⇒分析	
		目標計画		取組内容	評価 (ブロック単位)	評価結果に対する分析 (ブロックの見解)
10	保険者努力支援制度評価点獲得 事業費連動分  事業の取組内容【努力②-2】	■ 保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)事業費連動分 全項目達成(全市町村とも)				
		1.	ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせて総合的に事業を展開している	ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせた総合的に事業を展開している(ブロックで100%達成)	◎	ヘルスアップ事業計画書を府へ提出しており、今後も継続して取り組む。
		2.	性・年齢別等の視点に加え、地域ごとの分析を実施している	性・年齢別等の視点に加え、地域ごとの分析を実施している(ブロックで100%達成)	◎	ヘルスアップ事業計画書を府へ提出しており、今後も継続して取り組む。
		3.	事業の計画、実施、評価にわたり、第三者の支援・評価を受け、事業に反映している	事業の計画、実施、評価にわたり、第三者の支援・評価を受け、事業に反映している(ブロックで100%達成)	◎	ヘルスアップ事業計画書を府へ提出しており、今後も継続して取り組む。
		4.	d)を申請している場合、医療・介護・保健等部局横断的にデータ分析を行い、一体的(国保・後期・介護)に事業へ活用している	d)を申請している場合、医療・介護・保健等部局横断的にデータ分析を行い、一体的(国保・後期・介護)に事業へ活用している(ブロックで100%達成)	—	—
		5.	n)またはo)を申請している場合、医療費適正化効果や対象者の減少数等の目標値を設定した上で、地域の医師会・薬剤師会等の医療関係団体と連携して事業を実施している	n)またはo)を申請している場合、医療費適正化効果や対象者の減少数等の目標値を設定した上で、地域の医師会・薬剤師会等の医療関係団体と連携して事業を実施している(ブロックで100%達成)	◎	ヘルスアップ事業計画書を府へ提出しており、今後も継続して取り組む。

項番	項目	【P(plan)】 目標計画		【D(do)】 実施状況	【C(check)】 評価⇒分析	
		目標計画		取組内容	評価 (ブロック単位)	評価結果に対する分析 (ブロックの見解)
11	適用の適正化(資格管理)【特定1】	■	国保未適用者等の的確な把握(窓口来所者に対し、就労状況や社保適用の有無を確認するなど、丁寧な確認の徹底)	未適用者(社保離脱で国保未加入者)の就労状況や社保適用の有無を確認するなど、丁寧な確認を徹底している	×	資格に関する届出や納付相談時に、世帯の社保適用状況を確認しているが、来訪以外で国保未適用者(社保離脱で国保未加入者)の的確な状況把握はできていない。ホームページやリーフレット等で制度の周知を図っている。
		■	早期適用を図るための適切な対策(住民全体に対し、適用条件の周知及び早期届出の徹底)	住民全体に対し、適用条件の周知及び早期届出を徹底している	◎	各種届出や相談などで被保険者が窓口に来訪した際、14日以内の資格取得・喪失届出が必要がある旨を説明している。また、ホームページやパンフレット、保険証の封筒等で制度の周知を図っている。
		■	適用の適正化月間(〇月)の実施検討	適用の適正化月間の実施を検討し実施している	◎	情報集約システムから提供される資格重複ファイルを活用し、社保と国保の資格が重複している対象者に勧奨通知を行い、職権処理している。

項番	項目	【P(plan)】 目標計画		【D(do)】 実施状況	【C(check)】 評価⇒分析	
		目標計画		取組内容	評価 (ブロック単位)	評価結果に対する分析 (ブロックの見解)
12	保健事業(特定健診受診勧奨)【特定2-1】	■	特定健診未受診者に対する受診勧奨の徹底	特定健診未受診者に対する受診勧奨を実施している	◎	SMSやはがきを用いた未受診者勧奨を実施しており、今後も継続して取り組む。

項番	項目	【P(plan)】 目標計画		【D(do)】 実施状況	【C(check)】 評価⇒分析	
		目標計画		取組内容	評価 (ブロック単位)	評価結果に対する分析 (ブロックの見解)
13	保健事業(健康管理)【特定2-2】	■	被保険者に対し、自身で行うべき予防・健康づくりの取組推進(アスマイルの利用登録勧奨を中心に)	被保険者に対し、アスマイルの利用登録勧奨(アスマイルに準じたアプリも含む)を実施している	◎	予防・健康づくりに被保険者自身が取り組むよう、各種通知(医療費通知など)送付時や窓口へのチラシ配架などアスマイルの利用登録勧奨を実施している。